

令和4年第3回

茅ヶ崎市議会定例会議案書

その2

令和4年9月22日提出

目 次

議案第 7 0 号	令和 4 年度茅ヶ崎市一般会計補正予算 (第 8 号) -----	1
議案第 7 1 号	令和 4 年度茅ヶ崎市国民健康保険事業 特別会計補正予算 (第 2 号) -----	2 0
議案第 7 2 号	令和 4 年度茅ヶ崎市病院事業会計補正 予算 (第 3 号) -----	3 1
議案第 7 3 号	茅ヶ崎市職員給与条例の一部を改正す る条例 -----	4 2
議案第 7 4 号	和解について -----	4 3
議案第 7 5 号	和解について -----	4 4
議案第 7 6 号	和解について -----	4 5
議案第 7 7 号	損害賠償の額を定めることについて -----	4 6
報告第 2 1 号	専決処分の報告について -----	4 7
報告第 2 2 号	専決処分の報告について -----	4 8
報告第 2 3 号	専決処分の報告について -----	4 9
報告第 2 4 号	専決処分の報告について -----	5 0

令和4年度茅ヶ崎市一般会計補正予算（第8号）

令和4年度茅ヶ崎市の一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,771,192千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ85,726,624千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

令和4年9月22日提出

茅ヶ崎市長 佐藤 光

提案理由

本案は、地方自治法第218条第1項の規定により提案する。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
15 国庫支出金		16,058,999	2,760,332	18,819,331
	1 国庫負担金	11,678,802	520,510	12,199,312
	2 国庫補助金	4,331,650	2,239,822	6,571,472
16 県支出金		6,239,151	2,921	6,242,072
	2 県補助金	1,478,457	2,921	1,481,378
20 繰越金		1,489,628	7,939	1,497,567
	1 繰越金	1,489,628	7,939	1,497,567
歳 入 合 計		82,955,432	2,771,192	85,726,624

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 民生費		37,298,135	1,568,600	38,866,735
	1 社会福祉費	16,269,680	1,559,837	17,829,517
	2 児童福祉費	16,838,987	8,763	16,847,750
4 衛生費		10,194,084	1,198,913	11,392,997
	1 保健衛生費	5,314,221	1,198,913	6,513,134
6 農林水産業費		288,264	3,679	291,943
	1 農業費	222,964	3,679	226,643
歳 出 合 計		82,955,432	2,771,192	85,726,624

第 2 表 債 務 負 担 行 為 補 正

追 加

事 項	期 間	限 度 額
道の駅整備運営事業経費	令和4年度 ┆ 令和7年度	千円 1,793,208

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括入
歳入

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金	16,058,999	2,760,332	18,819,331
16 県支出金	6,239,151	2,921	6,242,072
20 繰越金	1,489,628	7,939	1,497,567
歳入合計	82,955,432	2,771,192	85,726,624

歳 出

款	補正前の額	補 正 額	計
3 民生費	37,298,135	1,568,600	38,866,735
4 衛生費	10,194,084	1,198,913	11,392,997
6 農林水産業費	288,264	3,679	291,943
歳 出 合 計	82,955,432	2,771,192	85,726,624

(単位 千円)

補正額の財源内訳			
特	地方債	その他	一般財源
国県支出金			
1,564,340	0	0	4,260
1,198,913	0	0	0
0	0	0	3,679
2,763,253	0	0	7,939

2 歳 入

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計
15 国庫支出金	16,058,999	2,760,332	18,819,331
1 国庫負担金	11,678,802	520,510	12,199,312
2 衛生費国庫負担金	181,340	520,510	701,850
2 国庫補助金	4,331,650	2,239,822	6,571,472
2 民生費国庫補助金	2,245,899	1,561,419	3,807,318
3 衛生費国庫補助金	127,516	678,403	805,919
16 県支出金	6,239,151	2,921	6,242,072
2 県補助金	1,478,457	2,921	1,481,378
2 民生費県補助金	952,633	2,921	955,554
20 繰越金	1,489,628	7,939	1,497,567
1 繰越金	1,489,628	7,939	1,497,567
1 繰越金	1,489,628	7,939	1,497,567
歳 入 合 計	82,955,432	2,771,192	85,726,624

(単位 千円)

節		説	明
区 分	金 額		
1 保健衛生費負担金	520,510	6 新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金	520,510
1 社会福祉費補助金	1,558,498	14 電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金給付事業費補助金 15 電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金給付事務費補助金	1,300,000 258,498
2 児童福祉費補助金	2,921	4 子ども・子育て支援交付金（1／3）	2,921
1 保健衛生費補助金	678,403	9 新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金	678,403
2 児童福祉費補助金	2,921	6 子ども・子育て支援交付金（1／3）	2,921
1 前年度繰越金	7,939	1 前年度繰越金	7,939

3 歳 出

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
				区 分	金 額
3 民生費	37,298,135	1,568,600	38,866,735		
1 社会福祉費	16,269,680	1,559,837	17,829,517		
1 社会福祉総務費	5,873,119	1,559,837	7,432,956	国庫支出金	1,558,498
				一般財源	1,339
2 児童福祉費	16,838,987	8,763	16,847,750		

(単位 千円)

節		金額	説明
区分			
1	報酬	5,115	10 職員給与費 12,022
3	職員手当等	13,045	110 国民健康保険事業特別会計繰出金 1,339
	6 時間外勤務手当	12,022	270 電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金給付事業費 1,546,476
	17 会計年度任用職員期末手当	1,023	1 電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金 1,300,000 2 電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金給付事務費 246,476
4	共済費	1,067	
9	旅費	600	
	1 費用弁償	600	
11	需用費	647	
	1 消耗品費	647	
12	役務費	8,992	
	1 通信運搬費	5,989	
	3 手数料	3,003	
13	委託料	228,211	
14	使用料及び賃借料	821	
19	負担金補助及び交付金	1,300,000	
28	繰出金	1,339	

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
				区 分	金 額
5 地域児童福祉費	643,591	8,763	652,354	国庫支出金	2,921
				県支出金	2,921
				一般財源	2,921
4 衛生費	10,194,084	1,198,913	11,392,997		
1 保健衛生費	5,314,221	1,198,913	6,513,134		
1 保健衛生総務費	3,169,935	11,025	3,180,960	国庫支出金	11,025
2 予防費	874,940	1,187,888	2,062,828	国庫支出金	1,187,888
6 農林水産業費	288,264	3,679	291,943		

(単位 千円)

節		金額	説明	
区分				
19	負担金補助及び交付金	8,763	20	放課後児童健全育成事業費 8,763
3	職員手当等	11,025	10	職員給与費 11,025
	6 時間外勤務手当	11,025		
1	報酬	5,260	10	予防接種事業費 4 新型コロナウイルスワクチン接種事業費 1,187,888 1,187,888
3	職員手当等	920		
	17 会計年度任用職員期末手当	920		
9	旅費	171		
	1 費用弁償	171		
11	需用費	5,600		
	1 消耗品費	5,100		
	4 印刷製本費	500		
12	役務費	24,130		
	1 通信運搬費	24,129		
	3 手数料	1		
13	委託料	1,147,381		
14	使用料及び賃借料	4,426		

款 項 目		補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
					区 分	金 額
1	農業費	222,964	3,679	226,643		
	5 農地費	63,797	3,679	67,476	一般財源	3,679
歳 出 合 計		82,955,432	2,771,192	85,726,624		

節		説明	
区分	金額		
11 需用費	3,679	10 農業用排水路維持管理事業費	3,583
5 光熱水費	3,679	20 農地保全管理経費	96

補正予算給与費明細書

1 特別職

区 分		給 与 費		合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	計 (千円)		
補正後	その他の特別職	130,214	130,214	130,214	
	計	284,438	444,362	504,899	
補正前	その他の特別職	130,154	130,154	130,154	
	計	284,378	444,302	504,839	
比 較	その他の特別職	60	60	60	
	計	60	60	60	

2 一般職

(1) 総括

区 分	職員数 (人)	給 与 費			共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	1,596 (1,565)	1,148,287	5,863,060	13,060,133	2,288,975	15,349,108	
補正前	1,596 (1,560)	1,137,972	5,838,070	13,024,828	2,287,908	15,312,736	
比 較	0 (5)	10,315	24,990	35,305	1,067	36,372	
職員手当 の内訳	区 分	期末勤勉手当 (千円)	時間外勤務手当 (千円)				
	補正後	2,740,705	697,878				
	補正前	2,738,762	674,831				
	比 較	1,943	23,047				

※表中()は、短時間勤務職員について外書きしたものです。

※職員数には、育児休業を取得した職員の代替として採用している任期付職員を含みます。

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	給 与 費		合 計 (千円)	備 考
	職員手当 (千円)	計 (千円)		
補正後	5,696,758	11,745,544	13,878,733	
補正前	5,673,711	11,722,497	13,855,686	
比 較	23,047	23,047	23,047	
職員手当 の内訳	区 分	時間外勤務手当 (千円)		
	補正後	697,878		
	補正前	674,831		
	比 較	23,047		

イ 会計年度任用職員

区 分	職員数 (人)	給 与 費			共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	(1,486)	1,148,287	166,302	1,314,589	155,786	1,470,375	
補正前	(1,481)	1,137,972	164,359	1,302,331	154,719	1,457,050	
比 較	(5)	10,315	1,943	12,258	1,067	13,325	
職員手当 の内訳	区 分	期末勤勉手当 (千円)					
	補正後	166,302					
	補正前	164,359					
	比 較	1,943					

※表中()は、短時間勤務職員(常時勤務を要する職員に比し、勤務時間が短い職員)について外書きしたものです。
 ※期末勤勉手当については、期末手当のみ支給されます。

(2) 職員手当の増減額の明細

区分	増減額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)	説 明	備 考
職員手当	24,990	その他の増減分 24,990	期末勤勉手当 1,943 千円	
			時間外勤務手当 23,047 千円	

債務負担行為

事 項	限 度 額	前 年 度 未 ま だ の 支 出 (見 込) 額	
		期 間	金 額
道の駅整備運営事業経費	千円 1,793,208		千円

に関する調書

当該年度以降の 支出予定額		左の財源内			訳
期間	金額	特定財源			一般財源
		国県支出金	地方債	その他	
	千円	千円	千円	千円	千円
令和4年度 ） 令和7年度	1,793,208	479,856	984,900		328,452

令和4年度茅ヶ崎市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

令和4年度茅ヶ崎市の国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,339千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ22,689,339千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年9月22日提出

茅ヶ崎市長 佐藤 光

提案理由

本案は、地方自治法第218条第1項の規定により提案する。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 県支出金		15,772,902	△26,780	15,746,122
	1 県補助金	15,772,902	△26,780	15,746,122
5 繰入金		1,824,292	1,339	1,825,631
	1 一般会計繰入金	1,524,292	1,339	1,525,631
7 諸収入		31,305	26,780	58,085
	2 雑入	21,295	26,780	48,075
歳 入 合 計		22,688,000	1,339	22,689,339

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費		344,320	1,339	345,659
	1 総務管理費	303,916	1,339	305,255
2 保険給付費		15,531,863	0	15,531,863
	1 療養諸費	13,529,670	0	13,529,670
歳 出 合 計		22,688,000	1,339	22,689,339

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
歳入

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
3 県支出金	15,772,902	△26,780	15,746,122
5 繰入金	1,824,292	1,339	1,825,631
7 諸収入	31,305	26,780	58,085
歳入合計	22,688,000	1,339	22,689,339

歳 出

款	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費	344,320	1,339	345,659
2 保険給付費	15,531,863	0	15,531,863
歳 出 合 計	22,688,000	1,339	22,689,339

(単位 千円)

補正額の財源内訳			
特	財	源	内
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	一 般 財 源
0	0	1,339	0
△26,780	0	0	26,780
△26,780	0	1,339	26,780

2 歳 入

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計
3 県支出金	15,772,902	△26,780	15,746,122
1 県補助金	15,772,902	△26,780	15,746,122
1 保険給付費等交付金	15,772,902	△26,780	15,746,122
5 繰入金	1,824,292	1,339	1,825,631
1 一般会計繰入金	1,524,292	1,339	1,525,631
1 一般会計繰入金	1,524,292	1,339	1,525,631
7 諸収入	31,305	26,780	58,085
2 雑入	21,295	26,780	48,075
1 一般被保険者第三者納付金	16,000	26,780	42,780
歳 入 合 計	22,688,000	1,339	22,689,339

(単位 千円)

節		説明	
区 分	金 額		
1 保険給付費等 交付金	△26,780	1 普通交付金	△26,780
2 職員給与費等 繰入金	1,339	1 職員給与費等繰入金	1,339
1 一般被保険者 第三者納付金	26,780	1 一般被保険者第三者納付金	26,780

3 歳 出

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
				区 分	金 額
1 総務費	344,320	1,339	345,659		
1 総務管理費	303,916	1,339	305,255		
1 一般管理費	301,945	1,339	303,284	そ の 他	1,339
2 保険給付費	15,531,863	0	15,531,863		
1 療養諸費	13,529,670	0	13,529,670		
1 一般被保険者療養給付費	13,300,000	0	13,300,000	県支出金	△26,780
				一般財源	26,780
歳 出 合 計	22,688,000	1,339	22,689,339		

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
12 役務費	1,339	20 一般管理経費 1,339
3 手数料	1,339	

令和4年度茅ヶ崎市病院事業会計補正予算（第3号）

（総則）

第1条 令和4年度茅ヶ崎市病院事業会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出の補正）

第2条 令和4年度茅ヶ崎市病院事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
収入			
第1款 病院事業収益	12,279,580千円	33,348千円	12,312,928千円
第1項 医業収益	10,920,031千円	23,637千円	10,943,668千円
第2項 医業外収益	1,352,245千円	9,711千円	1,361,956千円
支出			
第1款 病院事業費用	12,950,555千円	23,637千円	12,974,192千円
第1項 医業費用	12,670,078千円	23,637千円	12,693,715千円

第3条 予算第10条に定めた経費の金額を次のように改める。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
（1） 職員給与費	6,472,211千円	23,637千円	6,495,848千円

令和4年9月22日提出

茅ヶ崎市長 佐藤 光

提案理由

本案は、地方自治法第218条第1項の規定により提案する。

令和4年度茅ヶ崎市病院事業会計補正予算実施計画

収益的収入及び支出

収入

(単位 千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備考
1 病院事業収益			12,279,580	33,348	12,312,928	
	1 医業収益		10,920,031	23,637	10,943,668	
		1 入院収益	7,044,900	23,637	7,068,537	
	2 医業外収益		1,352,245	9,711	1,361,956	
		2 補助金	33,960	9,711	43,671	

支出

(単位 千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備考
1 病院事業費用			12,950,555	23,637	12,974,192	
	1 医業費用		12,670,078	23,637	12,693,715	
		1 給与費	6,499,811	23,637	6,523,448	

令和4年度茅ヶ崎市病院事業補正予定キャッシュ・フロー計算書
(令和4年4月1日から令和5年3月31日まで)

(単位 千円)

	既決予定額	補正予定額	計
1 業務活動によるキャッシュ・フロー			
当年度純利益 (△は当年度純損失)	△ 672,357	9,711	△ 662,646
減価償却費	616,970		616,970
退職給付引当金の増減額 (△は減少)	△ 99,719		△ 99,719
賞与引当金の増減額 (△は減少)	△ 12,198		△ 12,198
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	12,123		12,123
その他引当金 (法定福利費引当金) の増減額 (△は減少)	△ 21,455		△ 21,455
長期前受金戻入額	△ 231,429		△ 231,429
受取利息及び受取配当金	△ 1		△ 1
支払利息	103,331		103,331
長期前払消費税勘定償却	18,595		18,595
固定資産除却費	14,425		14,425
その他特別損失	8,350		8,350
未収金の増減額 (△は増加)	22,020		22,020
未払金の増減額 (△は減少)	130,942		130,942
たな卸資産の増減額 (△は増加)	20,959		20,959
その他流動負債の増減額 (△は減少)	<u>△ 2,162</u>		<u>△ 2,162</u>
小計	△ 91,606	9,711	△ 81,895
利息及び配当金の受取額	1		1
利息の支払額	△ 103,331		△ 103,331
消費税及び地方消費税の支払額	<u>△ 31,946</u>		<u>△ 31,946</u>
業務活動によるキャッシュ・フロー	△ 226,882	9,711	△ 217,171
2 投資活動によるキャッシュ・フロー			
有形固定資産の取得による支出	△ 1,272,468		△ 1,272,468
長期貸付金の投資による支出 (看護師等奨学金)	△ 600		△ 600
その他投資による支出 (医師公舎敷金)	△ 2,800		△ 2,800
その他投資の返還による収入	1,400		1,400
国庫補助金等による収入	3,850		3,850
一般会計又は他の特別会計からの繰入金による収入	<u>510,351</u>		<u>510,351</u>
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 760,267		△ 760,267
3 財務活動によるキャッシュ・フロー			
一時借入れによる収入	1,000,000		1,000,000
一時借入金の返済による支出	△ 1,000,000		△ 1,000,000
建設改良費等の財源に充てるための企業債による収入	1,421,700		1,421,700
建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△ 806,605		△ 806,605
リース債務返済による支出	<u>△ 63,763</u>		<u>△ 63,763</u>
財務活動によるキャッシュ・フロー	551,332		551,332
資金増加額 (又は減少額)	△ 435,819	9,711	△ 426,108
資金期首残高	<u>3,274,329</u>		<u>3,274,329</u>
資金期末残高	2,838,510	9,711	2,848,221

給 与 費 明 細 書

1 総 括

区 分	給 与 費				法 定 福 利 費 (千円)	合 計 (千円)
	報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)		
補正後	866,891	2,237,401	2,466,463	5,570,755	925,093	6,495,848
補正前	864,592	2,226,538	2,459,416	5,550,546	921,665	6,472,211
比較	2,299	10,863	7,047	20,209	3,428	23,637
職 員 手 当 の 内 訳	区 分	地 域 手 当 (千円)	期 末 勤 勉 手 当 (千円)	時 間 外 勤 務 手 当 (千円)	夜 間 勤 務 手 当 (千円)	
	補正後	278,160	966,086	257,607	48,559	
	補正前	277,076	961,606	256,512	48,171	
	比較	1,084	4,480	1,095	388	

(1) 会計年度任用職員以外の職員

区 分	給 与 費			法 定 福 利 費 (千円)	合 計 (千円)	
	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補正後	2,147,271	2,333,925	4,481,996	814,396	5,296,392	
補正前	2,136,408	2,326,878	4,464,086	811,358	5,275,444	
比較	10,863	7,047	17,910	3,038	20,948	
職 員 手 当 の 内 訳	区 分	地 域 手 当 (千円)	期 末 勤 勉 手 当 (千円)	時 間 外 勤 務 手 当 (千円)	夜 間 勤 務 手 当 (千円)	
	補正後	263,739	947,015	182,569	48,514	
	補正前	262,655	942,535	181,474	48,126	
	比較	1,084	4,480	1,095	388	

(2) 会計年度任用職員

区 分	給 与 費		法 定 福 利 費 (千円)	合 計 (千円)
	報 酬 (千円)	計 (千円)		
補正後	866,091	1,088,759	110,697	1,199,456
補正前	863,792	1,086,460	110,307	1,196,767
比較	2,299	2,299	390	2,689

2 職員手当の増減額の明細

区 分	増 減 額 (千円)	増 減 事 由 別 内 訳 (千円)		説 明	備 考
職員手当	7,047	看護師等の給与 引き上げに伴う 増減分	7,047	地域手当 期末勤勉手当 時間外勤務手当 夜間勤務手当	給料月額 +1.8%

令和4年度茅ヶ崎市病院事業補正予定貸借対照表
(令和5年3月31日)

(単位 千円)

区 分	既決予定額	補正予定額	計
資 産 の 部			
1 固 定 資 産			
(1) 有 形 固 定 資 産			
ア 土 地	336,264		336,264
イ 建 物	18,746,072	18,746,072	
減 価 償 却 累 計 額	△ 11,062,737	<u>△ 11,062,737</u>	7,683,335
ウ 構 築 物	267,083	267,083	
減 価 償 却 累 計 額	△ 179,614	<u>△ 179,614</u>	87,469
エ 器 械 備 品	5,403,138	5,403,138	
減 価 償 却 累 計 額	△ 3,965,780	<u>△ 3,965,780</u>	1,437,358
オ 車 両	5,749	5,749	
減 価 償 却 累 計 額	△ 5,462	<u>△ 5,462</u>	287
カ リ ー ス 資 産	202,702	202,702	
減 価 償 却 累 計 額	△ 92,401	<u>△ 92,401</u>	110,301
キ 建 設 仮 勘 定	446,360	446,360	446,360
有 形 固 定 資 産 合 計			10,101,374
(2) 無 形 固 定 資 産			
ア 電 話 加 入 権	1,803		1,803
イ ソ フ ト ウ ェ ア	49,950		<u>49,950</u>
無 形 固 定 資 産 合 計			51,753
(3) 投 資 そ の 他 の 資 産			
ア 長 期 貸 付 金	2,945		2,945
イ 長 期 前 払 消 費 税	59,374		59,374
ウ そ の 他 投 資	5,858		<u>5,858</u>
投 資 そ の 他 の 資 産 合 計			<u>68,177</u>
固 定 資 産 合 計			10,221,304
2 流 動 資 産		9,711	
(1) 現 金 預 金	2,947,104		2,956,815
(2) 未 収 金	1,711,191		1,711,191
貸 倒 引 当 金	△ 114,856		<u>△ 114,856</u>
(3) 貯 蔵 品	94,129		<u>94,129</u>
流 動 資 産 合 計			<u>4,647,279</u>
資 産 合 計			<u>14,868,583</u>

区 分	既決予定額	補正予定額	計
負債の部			
3 固定負債			
(1) 企業債			
ア 建設改良費等の財源に充てるための企業債	8,026,653		<u>8,026,653</u>
企業債合計			8,026,653
(2) リース債	85,623		85,623
(3) 引当金			
ア 退職給付引当金	1,531,632		<u>1,531,632</u>
引当金合計			<u>1,531,632</u>
固定負債合計			9,643,908
4 流動負債			
(1) 企業債			
ア 建設改良費等の財源に充てるための企業債	781,706		<u>781,706</u>
企業債合計			781,706
(2) リース債	35,833		35,833
(3) 未払金	1,097,882		1,097,882
(4) 引当金			
ア 賞与引当金	342,072		342,072
イ 修繕引当金	1		1
ウ その他引当金	63,833		<u>63,833</u>
引当金合計			405,906
(5) その他流動負債			
ア 預り金	42,295		<u>42,295</u>
その他流動負債合計			<u>42,295</u>
流動負債合計			2,363,622
5 繰延収益			
(1) 長期前受金			
ア 補助金	750,739		750,739
イ 一般会計繰入金	6,590,348		6,590,348
ウ その他の	0		<u>0</u>
長期前受金合計			7,341,087
(2) 収益化累計額			
ア 補助金	△ 393,290		△ 393,290
イ 一般会計繰入金	△ 5,643,123		△ 5,643,123
ウ その他の	0		<u>0</u>
収益化累計額合計			<u>△ 6,036,413</u>
繰延収益合計			<u>1,304,674</u>
負債合計			<u>13,312,204</u>
資本の部			
6 資本金	5,383,112		5,383,112
7 剰余金			
(1) 資本剰余金			
ア 受贈財産評価額	320		320
イ 寄附金	21,048		21,048
ウ 補助金	219,150		219,150
エ その他資本剰余金	1,538,911		<u>1,538,911</u>
資本剰余金合計			1,779,429
(2) 欠損金			
ア 当年度未処理欠損金	5,615,873	△ 9,711	<u>5,606,162</u>
欠損金合計			<u>5,606,162</u>
剰余金合計			<u>△ 3,826,733</u>
資本合計			<u>1,556,379</u>
負債資本合計			<u>14,868,583</u>

1 重要な会計方針に係る事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品 先入先出法による原価法によっている。

(2) 固定資産の減価償却の方法

ア 有形固定資産

・減価償却の方法

定額法による。

・主な耐用年数

建物 15～39年

構築物 10～25年

器械備品 4～20年

車両 5～6年

イ 無形固定資産

・減価償却の方法

定額法による。

ウ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を0円とする定額法を採用している。

(3) 引当金の計上方法

ア 退職給付引当金

職員の退職手当の支給に備えるため、当年度の退職手当の期末要支給額に相当する金額を簡便法により計上している。

イ 賞与引当金

職員の期末勤勉手当の支給に備えるため、当年度末における支給見込額に基づき、当年度の負担に属する額(12月から3月までの4か月分)を計上している。

ウ 修繕引当金

修繕が事業の継続に不可欠な場合等、修繕の必要性が当該事業年度において見込まれるものを計上している。

エ 貸倒引当金

債権の不納欠損による損失に備えるため、貸倒実績率による回収不能見込額を計上している。

オ その他引当金

職員の期末勤勉手当の支給に対応して発生する法定福利費を当年度末における期末勤勉手当支給見込額から算出し、当年度の負担に属する額(12月から3月までの4か月分)を計上している。

(4) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっている。

なお、控除対象外消費税等については、当事業年度の費用として処理している。ただし、新病院建設(平成10年度から平成15年度)、別棟建設(平成28年度から令和元年度)及び本館改修(令和2年度から令和3年度)に生じた控除対象外消費税額については、長期前払消費税勘定に計上し、20年間で均等償却を行っている。

2 予定キャッシュ・フロー計算書等関連

(1) 重要な非資金取引

当年度、新たに計上したファイナンス・リース取引に係る資産及び負債の額は、それぞれ 81,858 千円、90,044 千円である。

予定キャッシュ・フロー計算書は、間接法により作成している。

3 予定貸借対照表等関連

(1) 企業債の償還に係る他会計の負担

貸借対照表に計上されている企業債(当該事業年度の末日の翌日から起算して1年以内に償還予定のものも含む)のうち、他会計が負担すると見込まれる額は5,353,267千円である。

4 セグメント情報関連

(1) セグメントの概要

茅ヶ崎市病院事業では、病院事業の単一セグメントのため、記載を省略している。

5 リース契約により使用する固定資産

(1) リース取引の処理方法

1 契約あたりのリース料総額が、300万円を超える所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理(簡便処理)を行っている。

1 契約あたりのリース料総額が、300万円以下の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っている。

令和 4 年 度 茅ヶ 崎 市 病 院
収 益 的 収 入

収 入

款 項 目	既決予定額	補正予定額	計
1 病院事業収益	12,279,580	33,348	12,312,928
1 医業収益	10,920,031	23,637	10,943,668
1 入院収益	7,044,900	23,637	7,068,537
2 医業外収益	1,352,245	9,711	1,361,956
2 補助金	33,960	9,711	43,671

支 出

款 項 目	既決予定額	補正予定額	計
1 病院事業費用	12,950,555	23,637	12,974,192
1 医業費用	12,670,078	23,637	12,693,715
1 給与費	6,499,811	23,637	6,523,448

事業会計補正予算説明書
及び支出

(単位 千円)

節		金額	説明
区分			
1 入院収益	23,637	(年間患者数 105,850 人) (1人1日平均収入 66,223 円)	
2 県補助金	9,711	看護職員等処遇改善事業補助金 9,711	

(単位 千円)

節		金額	説明
区分			
2 看護師給	10,863		
6 看護師手当	7,047		
10 報酬	2,299		
11 法定福利費	3,428		

茅ヶ崎市職員給与条例の一部を改正する条例

茅ヶ崎市職員給与条例（昭和26年茅ヶ崎市条例第74号）の一部を次のように改正する。

附則第3項中「1,000分の6」を「1,000分の18」に改める。

附 則

この条例は、令和4年10月1日から施行する。

令和4年9月22日提出

茅ヶ崎市長 佐藤 光

提案理由

本案は、診療報酬の算定方法の改正により新設された看護職員処遇改善評価料を療養の給付に要する費用の額として算定することにより、茅ヶ崎市立病院に勤務する職員のうち看護師等である者の給与の額を引き上げるため提案する。

和解について

次のとおり和解する。

令和4年9月22日提出

茅ヶ崎市長 佐藤 光

- 1 損害賠償の額 金721,996円
- 2 損害賠償の相手方 市内在住の女性
- 3 損害賠償の理由

令和3年12月23日午後0時22分頃、若松町2番9号先において、警備第二課職員が救急車から降車するため助手席側の扉を開けたところ、後方から直進してきた相手方二輪車と接触し、損害を与えたため、これに対する修理費等を賠償するものです。

提案理由

本案は、公用車の事故について和解を成立させるため提案する。

和解について

次のとおり和解する。

令和4年9月22日提出

茅ヶ崎市長 佐藤 光

- 1 損害賠償の額 金1,434,400円
- 2 損害賠償の相手方 寒川町
- 3 損害賠償の理由

令和4年5月27日午前8時2分頃、寒川町宮山396番地消防署寒川分署車庫内において、寒川警備第二課職員が運転する消防車が車庫内から発進する際、車両上部と相手方シャッターが接触し、損害を与えたため、これに対する修理費を賠償するものです。

提案理由

本案は、公用車の事故について和解を成立させるため提案する。

和解について

次のとおり和解する。

令和4年9月22日提出

茅ヶ崎市長 佐藤 光

- 1 損害賠償の額 金955,614円
- 2 損害賠償の相手方 市外在住の男性
- 3 損害賠償の理由

令和3年10月22日午後4時頃、鶴が台中学校において、野球部の部活動中に生徒が打ったボールが防球ネットを越え、学校北側の敷地外駐車場に駐車していた相手方の車に当たり、破損させたため、これに対する修理費等を賠償するものです。

提案理由

本案は、学校管理下の物損事故について和解を成立させるため提案する。

損害賠償の額を定めることについて

本市の義務に属する損害賠償の額を次のように定める。

令和4年9月22日提出

茅ヶ崎市長 佐藤 光

- 1 損害賠償の額 金566,513円
- 2 損害賠償の相手方 鶴が台団地自治会
- 3 損害賠償の理由

平成31年3月28日付けで横浜地方裁判所に提起した訴訟（平成31年（ワ）第1280号防犯灯電気料金返還請求事件）に伴い、平成28年度及び29年度分の防犯灯維持管理に係る負担金2,175,336円の支払いを停止していたため、当該負担金に対する年5分の遅延損害金を賠償するものです。

提案理由

本案は、防犯灯維持管理に係る負担金の支払い停止に伴う遅延損害金について、本市の義務に属する損害賠償の額を定めるため提案する。

専決処分の報告について

次のとおり令和4年9月5日専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により報告する。

令和4年9月22日提出

茅ヶ崎市長 佐藤 光

本市の義務に属する損害賠償の額を次のように定める。

- 1 損害賠償の額 金39,600円
- 2 損害賠償の相手方 市内所在のマンション管理組合
- 3 損害賠償の理由

令和4年3月2日午前9時35分頃、幸町3番5号先において、環境事業センター職員が運転するごみ収集車が集積場所に車両を寄せようとしたところ、相手方のブロック塀に接触し、損傷を与えたため、これに対する修理費を賠償したものです。

専決処分の報告について

次のとおり令和4年9月5日専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により報告する。

令和4年9月22日提出

茅ヶ崎市長 佐藤 光

本市の義務に属する損害賠償の額を次のように定める。

- 1 損害賠償の額 金60,500円
- 2 損害賠償の相手方 市内在住の男性
- 3 損害賠償の理由

令和4年5月16日午前7時30分頃、鶴嶺中学校において、野球部の部活動中に生徒が打ったボールが防球ネットを越え、学校に隣接する相手方民家の屋根に当たり、破損させたため、これに対する修理費を賠償したものです。

専決処分の報告について

次のとおり令和4年9月5日専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により報告する。

令和4年9月22日提出

茅ヶ崎市長 佐藤 光

本市の義務に属する損害賠償の額を次のように定める。

- 1 損害賠償の額 金45,130円
- 2 損害賠償の相手方 市内在住の男性
- 3 損害賠償の理由

令和4年7月28日午前10時50分頃、中島1399番3号先において、こども育成相談課職員が運転する軽自動車は左折しようとしたところ、相手方の車止めポールに接触し、損傷を与えたため、これに対する修理費を賠償したものです。

専決処分の報告について

次のとおり令和4年9月16日専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により報告する。

令和4年9月22日提出

茅ヶ崎市長 佐藤 光

本市の義務に属する損害賠償の額を次のように定める。

- 1 損害賠償の額 金339,940円
- 2 損害賠償の相手方 浜見平団地自治会
- 3 損害賠償の理由

平成31年3月28日付けで横浜地方裁判所に提起した訴訟（平成31年（ワ）第1280号防犯灯電気料金返還請求事件）に伴い、平成28年度及び29年度分の防犯灯維持管理に係る負担金1,305,402円の支払いを停止していたため、当該負担金に対する年5分の遅延損害金を賠償するものです。